

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
休日の翌
日)

目次

◇ 告 示 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

開発行為に関する工事の完了(三件)

都市計画事業の認可

都市計画事業の事業計画の変更の認可

◇ 告 烏取県警察官採用試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、青木団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県住宅供給公社

二 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一番地

三 事業施行期間

第三工区

昭和四十七年三月二十四日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 施工地区

第三工区

前	更	変
米子市青木字上宮ノ峯、字青木屋敷、字三崎谷ノ式、字天ヶ谷峯、字小ガタ、字落田、字蓮田、字道ノ下、字宮ノ峯及び字宮ノ前の各一部、諏訪字後谷及び字下ノ野ノ下モの各一部、福市字青木平の一部並びに永江の一部	更	変

後	更	変
米子市青木字上宮ノ峯、字青木屋敷、字小ガタ、字蓮田、字道ノ下、字宮ノ峯、字宮ノ前の各一部並びに青木字三崎谷ノ式、字天ヶ谷峯、字落田の全部、諏訪字後谷、字下ノ野ノ下モの各一部、福市字青木平の一部並びに永江の一部	更	変

五 施行認可の年月日

昭和四十七年三月二十三日

六 事業年度

昭和四十六年度から昭和五十四年度まで

七 公告の方法

鳥取県住宅供給公社前に掲示する

八 変更認可の年月日

昭和五十五年二月五日

鳥取県告示第五百十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十六年八月十一日鳥取県指令受都計第千百六十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市陰田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市陰田町九八一番地一

有限会社岩田小型運送

代表取締役 岩田光郎

鳥取県告示第五百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年七月十日鳥取県指令受米土維第六百四十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木一一一番地一

本城建材商事株式会社

代表取締役 本城貫治

鳥取県告示第五百十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年九月六日鳥取県指令受米土維第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻乙

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市古豊千 三五番地

田後敦子

鳥取県告示第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第二・二・四十五号美萩野深沢公園

三 事業施行期間

昭和五十五年二月十三日から同年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市美萩野三丁目地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業(秋里処理区)

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十八日から昭和六十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市江津、秋里、松並町三丁目、天神町、吉成、新、大杵、富安、古市及び丸山町地内で変更し、同市浜坂、覚寺、大覚寺、宮長、雲山、正蓮寺及び東今在家を加える。

使用の部分

なし

公 告

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)

第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和55年2月13日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

1 試験の名称

昭和54年度第2回鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官 (A)	約13名
警察官 (B)	約8名

3 対象となる職種

警察に勤務する公安職給料表7等級の係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として、次の表に掲げる給料のほか諸手当が支給される。

学 歴	給 料 月 額
大 学 卒	102,800 円
短 大 卒	95,500
高 校 卒	88,500

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第201号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分 受 験 資 格

警察官 (A)	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は昭和55年8月31日までに卒業見込みの者	昭和27年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた男子
警察官 (B)	上記以外の者	昭和27年4月2日から昭和37年4月1日までに生まれた男子

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、論文(作文)試験、適性検査及び身体検査とし、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和55年3月2日(日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和55年3月中旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220番地)にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験科目

人物試験、身体検査、体力検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和55年3月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和55年3月下旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。なお、合格者には書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、試験の区分ごとで作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、この名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間
昭和55年2月13日(水)から同月26日(火)まで(日曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和55年2月26日までの消印のあるものに限り受け付ける。ただし、特別の事情のある者については、第1次試験当日各試験場において受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は、12時まで)

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

項目	基準
身長	160cm以上であること。
体重	47kg以上であること。
胸囲	78cm以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、きょう正視力が1.0以上であること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】

弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。